

# 市職員の任免、給与、勤務条件などの状況

「昭島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の任免(採用・退職)、給与、勤務条件などの概要をお知らせします。  
 〈4～6ページ〉  
 ☆詳しくは、職員課へ。

## (7) 職員の手当

▼期末・勤勉手当、退職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当 (29年4月1日現在)

区 分		昭 島 市		東 京 都		国		
期 末・ 勤 勉 手 当	支給割合 (単位:月分)	6月期	1.225 (0.65)	0.9 (0.425)	1.225 (0.65)	0.9 (0.425)	1.225 (0.65)	0.85 (0.4)
		12月期	1.375 (0.80)	0.9 (0.425)	1.375 (0.80)	0.9 (0.425)	1.375 (0.80)	0.85 (0.4)
		計	4.40 (2.3)		4.40 (2.3)		4.30 (2.25)	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置		役職加算 3～20%		役職加算 3～20% 管理職加算 15～25%		役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		
		支給率(単位:月分)		支給率(単位:月分)		支給率(単位:月分)		
退 職 手 当		普通	定年など	普通	定年など	普通	定年など	
	勤続20年	23.50	23.50	23.50	23.50	20.445	25.55625	
	勤続25年	31.50	31.50	31.50	31.50	29.145	34.5825	
	勤続35年	45.00	45.00	45.00	45.00	41.325	49.59	
	最高限度	45.00	45.00	45.00	45.00	49.59	49.59	
	定年前早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算		2～45%加算		
扶 養 手 当	配偶者	1万円		1万円		1万円		
	子	7500円 (16～22歳は4000円加算)		7500円 (16～22歳は4000円加算)		8000円 (16～22歳は5000円加算)		
	その他親族等	6000円		6000円		6500円		
住 居 手 当		35歳未満(30年3月31日現在)で、家賃を月額1万5000円以上支払っている世帯主等(管理職を除く) 1万5000円		35歳未満(30年3月31日現在)で、家賃を月額1万5000円以上支払っている世帯主等(管理職を除く) 1万5000円		賃貸住宅支給限度額 2万7000円		
	通勤手当	交通機関利用者	原則6か月定期券額を支給	原則6か月定期券額を支給	原則6か月定期券額を支給	原則6か月定期券額を支給	原則6か月定期券額を支給	
	交通用具(自転車など)使用者	通勤距離に応じて1か月ごとに支給	通勤距離に応じて原則6か月を一括支給	通勤距離に応じて原則6か月を一括支給	通勤距離に応じて1か月ごとに支給	通勤距離に応じて1か月ごとに支給	通勤距離に応じて1か月ごとに支給	

※期末・勤勉手当の( )内は、再任用職員(定年などで退職し、知識や経験の活用を目的に再任用された職員)への支給割合です。

▼地域手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当(28年度普通会計決算)

地域手当	支給率	給料、扶養手当、管理職手当の合計の15%	特 殊 勤 務 手 当	手 当 の 種 類	感染症防疫作業従事手当、行旅病人及び行旅死亡人取扱従事手当、災害出勤時手当
平均支給年額		56万4265円			
時間外勤務手当	支給総額	1億3396万3000円	平均支給年額	0円	
	平均支給年額	21万8894円			

## (8) 特別職の給料・報酬

(29年4月1日現在)

区 分	月 額
市 長	給料 100万円
副 市 長 (総括担当)	給料 88万円
教 育 長	給料 81万円
議 長	報酬 61万円
副 議 長	報酬 55万円
常 任 委 員 長	報酬 54万円
議会運営委員長	報酬 54万円
議 員	報酬 53万円

## (9) 定員

(29年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		増減数	主な増減理由	
		29年	28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	9	△1	担当係長の廃止による減
		総務	149	147	2	外部団体への派遣などによる増
		税務	47	46	1	育児休業職員の代替職員配置による増
		民生	106	106	0	
		衛生	51	51	0	
		農水	3	3	0	
		商工	4	4	0	
		土木	60	59	1	欠員補充による増
		計	428	425	3	
		教育部門	132	135	△3	業務委託の拡大などによる減
	小計A	560	560	0		
公営企業などの会計部門	水道	21	22	△1	業務委託の拡大などによる減	
	下水道	10	9	1	欠員補充による増	
	その他	43	41	2	担当係長の設置などによる増	
小計B	74	72	2			
合計 A+B	634	632	2			
( )内は条例定数の合計	(991)	(991)	(0)			

※特別職を除きます。

## 職員の勤務時間、その他の勤務条件

### (1) 職員の勤務時間、休憩時間 (29年4月1日現在)

一週間の正規の勤務時間	38時間45分
開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間(無給)	正午から1時間

※職場により、上記勤務体制と異なる場合がありますが、勤務時間は原則週38時間45分で割り振りをしています。

### (2) 年次有給休暇の取得(28年中)

職員1人当たりの平均取得日数	12.1日
取得率	32.1%

## 職員の採用、退職、職員数

いずれも、特別職(市長や議員など)を除きます。また、派遣職員を含みます。

### (1) 任免(平成28年度)

▼職種別採用者数

区 分	男	女	計
一般事務	6	10	16
一般技術	3	0	3
保健師	0	4	4
合 計	9	14	23

▼職層・職種別退職者数

区 分	男	女	計
部長級	1	0	1
課長級	7	0	7
係長級	3	2	5
一般事務	4	1	5
一般技術	1	0	1
栄養士	0	1	1
保健師	0	1	1
一般業務	11	1	12
合 計	27	6	33

### (2) 職層・職種別職員数

(平成29年4月1日現在)

区 分	男	女	計
部長級	11	3	14
課長級	46	5	51
係長級	97	38	135
一般事務	153	121	274
一般技術	41	3	44
保育士	0	29	29
栄養士	0	8	8
保健師	0	11	11
看護師	0	1	1
介護福祉士	0	4	4
一般業務	61	3	64
合 計	409	226	635

## 職員の人事評価

再任用職員を含む全職員を対象に、人事評価を実施しました(評価期間:28年4月1日～29年3月31日)。結果は、29年度の昇給と勤勉手当に反映しました。

## 人件費、職員の給与

職員の給与などは、市議会の議決によって定められる条例や、規則などで決められています。

### (1) 人件費(28年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (29年1月1日現在)	11万2789人
歳出額A	425億544万2000円
実質収支(普通会計決算での歳入と歳出の実質的な差額=黒字額)	10億8861万2000円
人件費B	57億8149万8000円
人件費率B/A	13.6%
【参考】27年度の人件費率	14.6%

※特別会計と企業会計に従事する職員を除きます。  
 ※人件費には、一般職の給与、市長や議員などの特別職の給料・報酬・手当のほか、共済費(社会保険料の事業主負担分)などを含みます。  
 ※普通会計とは、各地方公共団体で異なる会計を、相互比較などが可能となるよう国の基準により整理したものです。

### (2) 職員給与費(28年度普通会計決算)

職員数(28年4月1日現在)A	560人	
給与費	給料(基本給)	21億9213万2000円
	職員手当	6億2632万6000円
	期末・勤勉手当(ボーナス)	9億4604万9000円
	合計B	37億6450万7000円
平均給与費B/A		672万2000円

※特別会計と企業会計に従事する職員、特別職を除きます。  
 ※職員手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当の合計です(退職手当を含みません)。

### (3) 職員の初任給(給料のみの額/29年4月1日現在)

区 分	昭島市	東京都	国
大 学 卒	18万2700円	18万2700円	総合職 18万2700円 一般職 17万8200円
	14万4600円	14万4600円	14万6100円
高 校 卒	14万4600円	14万4600円	

### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額

(29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
昭島市	一般行政職	43.4歳	32万2200円	41万3100円
	技能労務職	55.4歳	32万8400円	39万5200円
東京都	一般行政職	41.5歳	31万4841円	44万5081円
	技能労務職	49.3歳	29万3011円	39万5511円

※平均給与月額は、給料に職員手当を加えた平均月額です(期末・勤勉手当を含みません)。

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(給料のみの額/29年4月1日現在)

区 分	経 験 年 数			
	10年	15年	20年	
一般行政職	大学卒	25万7683円	31万7271円	36万650円
	高校卒	21万3850円	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	29万2800円

### (6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数

▼一般行政職など (29年4月1日現在)

等級	基準となる職務	職員数(人)	構成比
1級	主事	178	31.2%
2級	主任	192	33.7%
3級	係長	135	23.7%
4級	課長	51	8.9%
5級	部長	14	2.5%

▼技能労務職 (29年4月1日現在)

等級	基準となる職務	職員数(人)	構成比
1級	主事	0	
2級	主任	38	59.4%
3級	技能長	26	40.6%

(3) 特別休暇など

(29年4月1日現在)

種 類	付与日数・期間など	種 類	付与日数・期間など
公民権の行使	必要な時間	結 婚 休 暇	6日以内
育 児 時 間	1日90分以内	出 産 介 護 休 暇	2日以内
生 理 休 暇	必要と認められる日	家 族 介 護 休 暇	1～6か月(無給)
産 前 及 び 産 後 の 休 養	出産の前後を通じて16週間以内(多胎妊娠の場合は23週間以内)	夏 期 休 暇	7月1日～9月30日に5日以内
妊娠中の女性職員の保健指導及び健康診査	妊娠23週まで=4週間に1回 妊娠24～35週=2週間に1回 妊娠36週～出産=1週間に1回	骨 髄 提 供 休 暇	必要と認められる期間
忌 引	区分により1～10日	子 の 看 護 休 暇	5日以内(子が2人以上の場合は10日以内)
		短 期 の 介 護 休 暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)
		介 護 時 間	1日を通じ2時間以内(無給)

職員の服務・休業・処分 (28年度)

(1) 職員の服務

種 類	許可件数
営利企業等の従事制限	4

※地方公務員法により営利企業などへの従事制限が課せられていますが、消防団などの業務への従事を許可しました。

(2) 職員の休業

種 類	男	女	計
育児休業 (取得期間中は無給)	0	22	22
部分休業 (取得時間分を減額)	1	17	18

(3) 職員の分限・懲戒処分

職員が、一定の事由により職務をじゅうぶんに果たせない場合などに分限処分を、法令違反などの一定の義務違反をした場合に懲戒処分を行います。

区 分		件 数
分 限 処 分	免 職	0
	休 職 (病 気)	50
	降 任	0
	降 給	0
懲 戒 処 分	免 職	0
	停 職	0
	減 給	0
	戒 告	1

職員の退職管理

▼28年度末に退職した職員(課長職以上)の再就職数 (29年4月1日現在)

区 分	人 数
営利企業以外の法人、その他の団体	2
営利企業	0

職員の研修 (28年度)

▼庁内研修

区 分	回 数	人 数
職 層 別 研 修	6	76
実 務 研 修	5	94
特 別 研 修	9	346
そ の 他	20	1100
合 計	40	1616

▼派遣研修(市町村職員研修所)

区 分	回 数	人 数
必 修 研 修	41	119
実 務 研 修	19	33
能 力 向 上 研 修	5	6
法 務 研 修	10	41
情 報 処 理 研 修	8	8
そ の 他	24	39
合 計	107	246

▼派遣研修(市町村職員研修所以外)

区 分	回 数	人 数
自 治 大 学 校	4	5
市 町 村 ア カ デ ミ ー	2	2
東 京 都 各 局 主 催 研 修	7	8
全 国 建 設 研 修 セ ン タ ー 主 催 研 修	3	3
市 町 村 共 済 組 合	10	31
そ の 他	8	11
合 計	34	60

職員の福祉、利益の保護 (28年度)

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法に基づき、昭島市職員福利厚生会を設置し、文化的事業、体育的事業、会員家族事業など職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。

事業は、職員の会費及び市からの交付金(公費)などで運営されています。

▼職員福利厚生会への交付金

総 額	職員1人当たりの年額		公費率
	交付額 A	会費 B	
588万9280円	8560円	1万3800円	38.3%

※交付対象人数は688人です(再任用職員分、水道事業会計職員分を含む)。

(2) 健康診断実施状況

種 類	受診者数
定期健康診断	535
VDT健康診断	203
胃 検 診	31

(3) 公務災害などの認定件数

公務上・通勤途中の災害により負傷などした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

28年度の公務災害などは7件でした。

(4) 公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する要求や、不利益処分を受けた場合の不服申し立てを公平委員会に対して行うことができます。

項 目	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分についての不服申し立て	0
人事管理に関する苦情処理	0